内閣府新庁舎(仮称)整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
1	実施方針本文	7	1	第2-1. 民間事業者の募集及び選定	応募事業者が1グループの場合でも、審査が行われ落札者となることはあり得るのでしょうか	応募者が1者であっても国は審査を実施し、当該者が選定基準等を満たす場合は落札者として選定します。
2	実施方針本文	9	5	(1)提案書類の内容	本事業に対し、一定の予算枠の中で実施することを求めますか。あるいは提案内容を評価し費用が妥当であるか判定する方法となりますか。	本事業では総合評価落札方式の採用を予定しているため、事業提案及び入札価格を総合評価し、予定価格の範囲内で落札者を選定します。
3	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	1	3	第2節.1 (1)新庁舎施設整備業務	b.設計業務(設計及び必要となる調査、手続き等)とありますが、どのような調査、手続きを見込んでますでしょうか	【資料-1】「業務要求水準書(案)」、及び【参考資料4－3】「国が行った事前協議」を御参照ください。提案内容により必要となる調査、手続きが変わるため、事業者において本事業に必要な調査、手続きを行ってください。
4	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	1	2	第2節.1 (2)A棟、8号館、外構(既存部分)及びC棟改修整備業務	b.設計業務(設計及び必要となる調査、手続き等)とありますが、どのような調査、手続きを見込んでますでしょうか	No.3の回答を御参照ください。
5	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	1	2	第2節.1 (3)既存付属棟の一部及び既存工作物の解体撤去業務	b.設計業務(解体撤去図の作成及び必要となる調査、手続き等)とありますが、どのような調査、手続きを見込んでますでしょうか	No.3の回答を御参照ください。
6	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	1	2	第2節.1 (4)移設付属棟の移転業務	b.設計業務(設計及び必要となる調査、手続き等)とありますが、どのような調査、手続きを見込んでますでしょうか	No.3の回答を御参照ください。
7	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	2	1	第2節.1 本施設の施設整備業務及びC棟の改修整備業務	各施設の設計業務費(調査、手続き等)及び工事監理業務費用について、見込んでいる項目と予算額についてご教授願います	事業者において必要な設計業務費及び工事監理業務費用は算出してください。
8	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	4	10	第4_2_周辺インフラ整備状況	各種インフラ配管について埋設深さなどが分かる資料がないので、詳細資料をいただきたい。	既存の中圧・低圧ガス、電話、特高、上水、再生水の敷地への引き込み位置と敷地内引きルート、及び敷地周辺の電気設備の状況、および敷地周辺の水道・下水道台帳については、【参考資料2-11】「周辺インフラ状況の追記事項」、【参考資料2-12】「既存建築・工作物リスト・図面の追記事項」にて、一次審査通過者に示します。事業者提案によって必要となる他の情報については、事業者にて確認してください。
9	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	4	27	第4_2_(3)_東京都下水道局の再生水	東京都下水道局の再生水使用に関して、水道局との事前協議は完了していると考えてよろしいか。また、協議が完了している場合は、協議資料をいただけないか。	水道局との事前協議は、延べ面積等の建物条件、給水引き込み箇所や給水方式、使用水量等、建築計画の内容が確定していないため、完了しておりません。
10	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	31	33	第3章_第1節_3_(2)_事業の実施体制に関する事項	リスクの分担について、実施方針P.15では「本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、事業契約書(案)による」とありますが、コンソーシアム間でリスクを分析する際に必要となりますのでリスク分担表を公告の前にご公表いただけませんでしょうか。	別紙のとおり実施方針時点でのリスク分担表を提示します。なお、本リスク分担表は本事業への応募を検討する者への便宜のために提示するものであり、詳細な内容は【資料-1】「事業契約書(案)」を参照してください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
11	(資料-1)業務要求水準書(案) 第3章　経営管理	32	7	第3章_第1節_4_(1)_事業者による事業の調整に関する事項	各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行する「総括代理人」を設置することとされておりますが、本施設への常駐は任意との理解でよろしいでしょうか。また、総括代理人は管理統括責任者とは兼任不可とされていますが、個別業務の業務責任者との兼任は構わないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、総括代理人と選定企業(選定企業の再委託先含む)が実施する業務の業務責任者をはじめとした業務従事者との兼務は、想定していません。
12	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章　施設整備	10	13	第5_2_(1)環境負荷低減性に関する性能	設計一次エネルギー消費量(BEI値)について、要求水準数値があればご教示いただきたい。	具体的な設計一次エネルギー消費量(BEI値)は、事業者の提案によりますが、第4章第5.2(1)c.にあるとおり、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のための誘導基準を満足する必要があります。
13	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章　施設整備	16	16	第5_3_(1)_d_③給水機能の確保	飲料水については、水質確保のために必要な措置を講ずるとあるが、飲用水の水質劣化を考慮し、非常時用の飲用水は備品によるペットボトル対応とすることは可能か。	【資料1】「業務要求水準書(案)」第4章.第5節.3.(1).(d)③「水質確保のために必要な措置」とは、施設整備に係る基本的性能を示しています。非常時用の飲用水については、ペットボトル等の備品対応ではなく、施設として整備してください。
14	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章　施設整備	25	24	第6節_1_(2)_k	「居室は可能な限り、自然排煙を確保する。」とありますが、「機械排煙＋自然換気」でもよろしいでしょうか。	一部機械排煙も可能ですが、できる限り自然排煙としてください。
15	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章　施設整備	28	9	第6節_1_(5)_e_(a)	本事業で事業者が整備する「備品等」については、【添付資料4-6】および【添付資料4-16】に記載されている造作・設備機器のみであり、それ以外のすべての什器・備品・造作・設備機器については、国の費用で用意するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章　施設整備	45	8	第6_2_(2)_b_空気調和設備	(a)記載の熱源機器の複数エネルギー採用及び分散化、重要室の空調機分散化とあるが、考え方はn+1の予備機1台設置としてよろしいか。	熱源機器の複数エネルギー採用及び分散化、空調機分散化は、予備機1台設置するという意図ではなく、災害時の一部エネルギー途絶や機器の故障等のリスクを回避するという趣旨です。なお、熱源機器及び空調機分散化の方法は、事業者の提案によります。 また、【添付資料4-6】「主要諸室の性能特記事項」に記載の、バックアップ空調100%の居室は、居室単独のバックアップ機能として別途設けてください。
17	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章　施設整備	46	2	第6_2_(2)_b_空気調和設備	(t)記載の各室性能表【添付資料4-6】とあるが、添付資料記載凡例A～J等の違いをご教示いただけないか。	【添付資料4-6】は主要諸室の性能特記事項の資料です。空気調和設備の各室性能、及び空調設備の凡例については、【添付資料4-2】「各室性能表」、【添付資料4-2-7】「機械:各室性能表凡例」を御参照ください。
18	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章　施設整備	47	10	第6_2_(2)_b_空気調和設備	(g)、(h)、(i)記載の既存庁舎(A棟・8号館)の自動制御に関するBACnet通信等のネットワーク接続情報をご教示いただけないか。	一次審査通過者に示します。
19	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章　施設整備	47	14	第6_2_(2)_b_空気調和設備	(i)、(j)記載の既存庁舎(A棟・8号館)の既存自動制御、サーバー等の製品メーカーに関する情報をご教示いただけないか。	一次審査通過者に示します。
20	(資料-1)業務要求水準書(案) 第4章　施設整備	49	23	第6_2_(2)_m_排水再利用設備	雑排水、厨房排水を処理できるものの採用について検討を行うとあるが、検討により設置不要と判断した場合は設置なしとしてよろしいか。	御理解のとおりです。
21	(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章　維持管理・運営	2	2	業務の引継ぎ	現行事業からの引継内容(例えば、清掃頻度や点検頻度等)が提案内容以上の場合、あるいは、提案時に想定していなかった業務・作業が引継内容に含まれている場合、引継内容が優先され、実施しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.に係る要求水準をふまえた事業提案としてください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
22	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	54	18	第5章_第1節_3_(2)_業務の実施体制	維持管理・運営業務を統括する「管理統括責任者」は、維持管理・運営期間中は本施設内に常駐するものとの理解でよろしいでしょうか。また個別業務の業務責任者を兼任することは構わないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.3.(2)の規定のとおりです。後段については、御理解のとおりです。
23	(添付2-4)現状の来庁者数及び来庁車両台数				動線計画の検討のため、来庁者は主にどういう部門を訪ねてくるのかご教示いただきたい。	窓口業務を行うなど来庁者が特別多い部局はありません。各部門の配置については、【添付資料4-7】「階構成の考え方」を御参照ください。
24	(添付4-2-7)機械:各室性能表凡例	2	1	各室性能表給湯	室の分類において「上級室A」にあたる、B-1-上級室1およびD-10-上級室1が給湯設置となっているが、その他「上級室A」には給湯が不要となっています。性能表通りと考えてよろしいか。	御理解のとおりです。
25	(添付4-6)主要諸室の性能特記事項	9	12	(3)_○C－1－電算室1	「国が別途整備」とは、「UPS(8kVA)×1、UPS(5kVA)×1、UPS(1.5kVA)×12、UPS(1.2kVA)×2」すべてにかかっているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
26	(添付4-6)主要諸室の性能特記事項	9	21	(3)_○C－1－電算室2	「国が別途整備」とは、「UPS(8kVA)×1、UPS(5kVA)×1、UPS(1.5kVA)×12、UPS(1.2kVA)×2」すべてにかかっているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
27	(添付4-6)主要諸室の性能特記事項	9	22	(3)_○C－1－電算室2	「国が別途整備」とは、「分電盤(80kVA 商用系)、分電盤(80kVA CVCF系」すべてにかかっているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
28	(添付4-6)主要諸室の性能特記事項	10	28	(3)_○C－1－電算室2	「電気錠(国が別途整備)を設置するための電源対応を行う。」とありますが、制御盤についても国が別途整備されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
29	(添付4-6)主要諸室の性能特記事項	14	20	(4)_○D－10－シュレッダー室	「国が別途整備」とは、「部局全体で共用する超高速コピー機や中～大型シュレッダー、製本用機器等」すべてにかかっているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
30	(添付4-6)主要諸室の性能特記事項	14	28	(4)_○D－7－電算室1	「国が別途整備」とは、「分電盤(1φ100V 80kVA)、分電盤(1φ200V 160kVA)」すべてにかかっているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
31	(添付4-6)主要諸室の性能特記事項	15	9	(4)_○D－7－電算室2	「国が別途整備」とは、「分電盤(1φ100V 80kVA)、分電盤(1φ200V 160kVA)、通信架(1φ100V 1kVA)×2架」すべてにかかっているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
32	(添付4-6)主要諸室の性能特記事項	18	4	(4)_○D－10－事務室3	「国が別途整備」とは、「電気錠、監視カメラ主装置、空調機」すべてにかかっているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	(添付5-12)電話交換業務に係る要求水準	1	9	業務体制の整備	R6、R7年度にそれぞれ内部職員数が1名となっていますが、業務提供時間中は常時1席を担当するという理解でよろしいでしょうか。	内部職員が待機等別業務及び休憩などにより不在の場合は、適宜業務従事者が代行する必要があります。
34	(添付5-12)電話交換業務に係る要求水準	1	9	業務体制の整備	R6、R7年度にそれぞれ内部職員数が1名となっていますが、内部職員が休憩中などにより不在の場合は、内部職員の業務を代替する要員が必要となりますでしょうか。	No.33の回答を御参照ください。
35	(添付5-12)電話交換業務に係る要求水準	1	9	業務体制の整備	「想定内線回数は2600回」とありますが、これは敷設回線数を指しているのでしょうか。または交換手からの内線取次ぎの回数をさしているのでしょうか。ご教示ください。	電話交換業務の対象とした想定する内線の回線数を示し、2600回線とします。 なお、No.45の回答も御参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
36	(添付5-12)電話交換業務に係る要求水準	1	9	業務従事者の要件	業務従事者の要件に「国内での電話交換業務の経験1年以上を有する者」とありますが、一方で「苦情等の複雑な内容に対して、適切に電話対応を行うことができる者であること」と、更換業務よりも高度な業務水準を求められていることから、従事者要件を「コールセンターや電話対応業務の経験を有する者」にしたほうが要求水準を達成できると思慮します。変更いただくことは可能でしょうか。	従事者要件を変更せずに業務提供内容の要求水準を達成できると思量しますので、原文のとおりとします。なお、電話交換業務内容は、【添付資料5-12】「電話交換業務に係る要求水準」を御参照ください。
37	(参考2-1)計画敷地測量図				CADデータをいただきたい。	一次審査通過者に示します。
38	(参考2-2)周辺インフラ状況				CADデータをいただきたい。	一次審査通過者に示します。
39	(参考2-4)既存建物・既存工作物のリスト・図面				CADデータをいただきたい。	一次審査通過者に示します。
40	(参考2-5)A棟、8号館、C棟既存図面				駐車場等の動線計画や接続方法の検討のため、A棟・8号館の平面図は基準階だけでなく、他のフロアの図面も開示いただきたい。	一次審査通過者に示します。
41	(参考2-5)A棟、8号館、C棟既存図面				CADデータをいただきたい。	一次審査通過者に示します。
42	(参考5-2)室名変更の想定に係る参考資料	1	2	(1)室名変更の頻度	室名変更の頻度が「6回／年程度」と記載がございますが、大幅に回数が増えた場合、追加で費用をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
43	(参考5-10)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1		配置者一覧	事業者が選任することが求められている配置者は常駐する必要がありますでしょうか。	御理解のとおりです。 「総括代理人」及び「直属スタッフ」については、No.11の回答を御参照ください。「管理統括責任者」については、No.22の回答を御参照ください。その他は【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.3.の規定を踏まえ、事業者の提案によります。
44	(参考5-12)電話交換業務の実績データ	1	1	内部職員の勤務形態	「1時間の業務に対し、30分の休憩をとることとしている」とありますが、内部職員の1日の就業シフト(拘束時間8時間45分)のうち、5回以上休憩を取得されるという理解でよろしいでしょうか。また、内部職員の休憩中は、事業者が業務を代行するという理解でよろしいでしょうか。	内部職員が休憩や別業務を行っている間は、回線の混雑状況に応じて適宜業務従事者が代行する必要があります。 また、「1　内部職員の勤務形態」を以下のとおり変更します。 ①早番(午前8時30分から午後5時15分まで)、②遅番その1(午前9時00分から午後5時45分まで)、③遅番その2(午前9時30分から午後6時15分まで)のいずれかの時間帯において、1時間の休憩をとることとしている。なお、残りの時間帯においては、1時間の交換台の対応業務に対し、30分の待機等の別業務を行うこととしている。
45	(参考5-12)電話交換業務の実績データ	1	6	時間帯別着信数の実績	何席の交換台で対応した数値を指していますでしょうか。交換手が応答した数なのか、電話の着信数(応答できなかったものもふくむ)のかについてご教示ください。	交換台6台で交換手が応答した着信数を示した数量となります。
46	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	4	5	第1_2_事事業費の内訳	施設整備費の費用の内訳は「本施設及びC棟の施設整備業務に係る」費用とあります。これには要求水準書(案)P.2-1に記載されている既存付属棟の解体撤去業務およびA棟、8号館、C棟の改修整備業務も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。また、添付資料2-1においてこれらの施設整備業務期間は全て令和7年9月までとなっておりますが、割賦債権は全てこれら業務が終了する対象施設の引渡し日に確定するものとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
47	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	8	18	第2_3_(2)_②警備等業務費の精算方法	「～時間外業務の実績に応じた精算を行う。なお入札時は時間外業務(70時間/月分)が発生することを前提として事業費を算定する」とありますが、例えば、警備業務に関わる要求水準添付資料5-9の業務提供体制の整備で「金属探知機等手荷物検査場2ポストに女性警備員を各々1名を配置し、開庁時間は常駐する。」この業務が1時間時間外業務が発生した際は、2ポストなので2時間分の時間外業務という認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
48	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	9	8	レイアウト変更対応業務費の精算方法	レイアウト変更対応業務費については、年度ごとに業務量の実績に応じた対価を翌年度の4月30日までに支払うとありますが、維持管理・運営費の支払が年度2回に対し、レイアウト変更対応業務費は年度1回の支払との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
49	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	9	19	第2_3_(2)_②警備等業務費の精算方法	「警備等業務費については～時間外業務時間の実績に応じた精算を行う。」とありますが、時間外等についても半期に一度まとめて支払うということでしょうか。	御理解のとおりです。
50	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	10	13	第2_3_(5)_1円未満端数の取扱	参照されている「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」の第二条では「・・・国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするものの確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」とありますので、円未満の端数はすべて切り捨てるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
51	(資料-3)事業契約書(案)	3	32	第2章_第9条_第1項_契約の保証	施設整備に係る保証金額は「工事費等の10分の1以上」とありますが、工事費等は、「事業費の算定及び支払方法(案)」P.4に記載の施設整備費と同義で消費税も含むものとの理解でよろしいでしょうか。	本件工事費等の定義は、【資料-1】「事業契約書(案)」別紙2の120.に規定のとおりで、施設整備費と同義ではありません。
52	(資料-3)事業契約書(案)	10	11	第19条_事業者の総括代理人	「事業者は、総括代理人を置き」とあるが、「業務要求水準書(案)」(資料-1)第3章. 第1節4. に係る要求水準を満たす限り、総括代理人の常駐は義務付けられていないとの理解でよろしいか。	「業務要求水準書」(資料－1)第3章.第1節4.に係る要求水準を満たす限り、総括代理人及び総括代理人直属のスタッフが常駐するかどうかは事業者の提案に委ねます。
53	(資料-3)事業契約書(案)	14	6	第32条_2_要求水準の変更による措置	「合理的な増加費用」には金融費用が含まれるとの理解でよろしいか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
54	(資料-3)事業契約書(案)	14	32	第2章_第34条_第三者に生じた損害	第34条について，事業者が善管注意義務を果たしても発生した第三者損害の賠償については，国による負担としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
55	(資料-3)事業契約書(案)	14	33	第34条_1_第三者に生じた損害	公共工事標準請負契約約款では、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事象については、受注者が善良な管理者としての注意義務を果たしていた場合、発注者がその損害を負担する事と規定されている。本契約においても、上記事象については事業者が善管注意義務を果たしていた際の、第三者への損害の賠償は国の負担としていただけないか。	No.54を回答を御参照ください。
56	(資料-3)事業契約書(案)	15	20	第35条_4_法令変更による措置	「合理的な増加費用」には金融費用が含まれるとの理解でよろしいか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
57	(資料-3)事業契約書(案)	16	10	第36条_2_不可抗力による措置	「合理的な増加費用」には金融費用が含まれるとの理解でよろしいか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
58	(資料-3)事業契約書(案)	18	23	第44条_3_近隣対策	「合理的な増加費用」には金融費用が含まれるとの理解でよろしいか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
59	(資料-3)事業契約書(案)	18	30	第45条_1_引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	「合理的な増加費用」には金融費用が含まれるとの理解でよろしいか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
60	(資料-3)事業契約書(案)	19	29	第46条_5_調査	「合理的な範囲内の増加費用」には、金融費用が含まれるとの理解でよろしいか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。
61	(資料-3)事業契約書(案)	25	11	第63条_2_引渡し	「引渡受領書」は、引渡日当日に事業者に交付されるとの理解でよろしいか。	御理解のとおりです。
62	(資料-3)事業契約書(案)	25	16	第3章_第65条_瑕疵担保	部分使用又は部分引渡があった場合，当該箇所の瑕疵担保期間の起算日は部分使用又は部分引渡があった日からとなるという理解でよろしいでしょうか。	部分引渡は想定しておりません。また、【資料-1】「事業契約書(案)」第64条に規定する部分使用については、整備対象施設の引渡し前の全部又は一部の使用となりますので、部分使用期間は、瑕疵担保期間に含まれず、引渡日の翌日が瑕疵担保期間の起算日となります。
63	(資料-3)事業契約書(案)	28	6	第73条_3_本施設の損傷	来庁者による施設損傷(汚損、小破損を含む)や帰責者が不明な場合(事業者に帰責事由がないことを前提)は、国の負担との理解でよろしいか。	来庁者による施設損傷(汚損、小破損含む)や帰責者が不明な場合については、【資料-1】「事業契約書(案)」第73条第3項の規定に従います。
64	(資料-3)事業契約書(案)	30	13	第79条_6_施設整備費の支払	「合理的な増加費用」には、金融機関との融資契約等に規定される金融費用が含まれるとの理解でよろしいか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合は御理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
65	(資料-3)事業契約書(案)	31	2	第5章_第80条_第5項_維持管理・運営費及びその他の費用の支払	維持管理・運営業務不履行の際に「維持管理・運営費又はその他の費用の減額及び違約金の請求をを行うことができる」とありますが、整備対象施設の引渡し後は、割賦債権の支払い留保や遡及減額などはないものとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務不履行を理由として、施設整備費の支払留保及び減額は行いません。
66	(資料-3)事業契約書(案)	34	14	第85条_三_事業者の帰責事由による契約解除の効力	出来形部分には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、SPC経費、金融費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいか。	御質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、国が決定します。
67	(資料-3)事業契約書(案)	34	25	第4章_第2節_第85条_第2項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金に定義されている「本件工事費等」は施設整備費と同義で、消費税等を含むものとの理解でよろしいでしょうか。	本件工事費等の定義は、【資料-1】「事業契約書(案)」別紙2の120.に規定のとおりで、施設整備費と同義ではありません。
68	(資料-3)事業契約書(案)	35	12	第86条_2_二_国の任意による又は国の帰責事由による契約解除の効力	出来形部分には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、SPC経費、金融費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいか。	御質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、国が決定します。
69	(資料-3)事業契約書(案)	35	34	第87条_三_法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	出来形部分には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、SPC経費、金融費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいか。	御質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、国が決定します。
70	(資料-3)事業契約書(案)	36	35	第4章_第3節_第88条_第2項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金に定義されている「維持管理・運営費及びその他の費用」には消費税等を含むものとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「事業費の算定及び支払方法(案)」表1のとおり、「維持管理・運営費及びその他の費用」には、消費税額及び地方消費税額が含まれます。
71	(資料-3)事業契約書(案)	36	35	第4章_第3節_第88条_第2項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	施設の引渡し後の事業者帰責事由による契約解除時の違約金が、「契約解除時点から事業期間終了時までの維持管理・運営費及びその他の費用」の残額の10分の1とされていますが、当該解除年度の10分の1としていただけませんでしょうか。 原案のままでは違約金相当額を調達するための金融費用が高額になる可能性があります。 また、内閣府のPFIガイドラインである「契約に関するガイドライン」P.111においても、違約金の目安として「解除された事業年度1年間分の維持管理費及び運営費相当の対価の100分の10」に相当する額が明記されており、さらに「残存契約期間に応じて違約金の額を低減させる場合、契約期間の初期の段階により高い違約金の額が設定されるため、・・・融資金融機関等による融資の範囲を狭める可能性がある」と指摘されております。	ご指摘を踏まえて検討の上、入札公告時に示します。
72	(資料-4)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	7	1	第3章_2_(2)減額算定並びに罰則点及び功績点付与のための区分	福利厚生サービス提供業務は独立採算につき対価を受領しないが、業務不履行と認定された場合は「その他費用」が減額されるのか。	御理解のとおりです。
73	(資料-4)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	7	21	第3章_2_(3)_②重大な事象に対する減額	業務不履行支払区分について減額する場合、さらにその他の費用の支払区分についても重ねて減額することは過重と考えられることから、減額する対象は業務不履行支払区分のみとしていただけないか。	原文のとおりとします。事業者には責任ある事業主体として各業務を適切に管理し、各選定企業を統括する役割が求められるため、重大な事象が発生した場合には、当該業務不履行部分に加えてその他の費用の支払区分についても減額します。
74	(資料-4)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	8	15	第3章_2_(4)_②重大な事象以外の事象の評価	業務不履行支払区分について罰則点を付与する場合、さらにその他の費用の支払区分についても重ねて罰則点を付与することは過重と考えられることから、罰則点を付与する対象は業務不履行支払区分のみとしていただけないか。	原文のとおりとします。事業者には責任ある事業主体として各業務を適切に管理し、各選定企業を統括する役割が求められるため、要求水準の未達成等で重大な事象以外の事象が発生した場合には、当該業務不履行部分に加えてその他の費用の支払区分についても罰則点を付与します。
75	(資料-4)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	12	1	第4_3_表6. 重大な事象の具体例	重要な事象の具体的な例について、①「物理的アクセス」エレベーター停止におけるアクセス不能や②「防災機能の異常」スプリンクラーの誤作動による執務不能、機材・書類等への損害、③「ガス及び給湯給排水設備機能の停止」ガス漏れ、水漏れによる避難勧告発令、執務不能、機材・書類等への損害など が挙げられていますが、事業者による不適正な保守点検等維持管理や、不具合発生時に迅速な対策を講じなかった場合など事業者の責めに帰すべき事由が認められた場合にのみ本重要な事象に対する減額・罰則が発動される認識でよろしいでしょうか。	原則として、御理解のとおりです。ただし、重大な事象に係る詳細な判断基準は事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、国と事業者で協議の上、国が定めます。

内閣府新庁舎（仮称）整備等事業

リスク分担表

※本リスク分担表は、本事業に関するリスク分担の考え方を参考として示すものであり、事業契約書（案）の内容と矛盾又は相違がある場合は、事業契約書（案）が優先される。

段階	リスク分類	リスクの内容	負担者（注１）	
			国	事業者
共通	選定企業等に関するリスク	業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任		○
	支払い遅延リスク	国の支払いの遅延	○	
		事業者の国への支払いの遅延		○
	資金調達リスク	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○
	金利変動リスク	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの変動	○	
		基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの変動		○
	国の関連業務に関するリスク	国が本施設に関連して別途発注する業務において、国が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○	
	税制変更リスク	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○	
		消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○
		本事業若しくは国が所有する施設の整備、維持管理若しくは運営に特別に若しくは類型的に影響を及ぼす場合、又は前記以外の施設の整備、維持管理若しくは運営に影響を及ぼす法令等の変更であり、これに伴う事業者による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合における、税制の変更による増加費用	○	
	法令変更リスク	特別に又は類型的に影響を及ぼす法令変更又は新設による増加費用	○	
		上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○
	不可抗力リスク	施設整備業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害（期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。）	○	△
		維持管理・運営業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害（期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。）	○	△
	要求水準変更等リスク	国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○	
		法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○
	許認可取得遅延リスク	許認可の取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。）		○
	知的財産権侵害のリスク	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○
	要求水準の確保に係るリスク	要求水準の達成に疑義が生じた場合、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○
	臨機の措置に関するリスク	災害防止等のための臨機の措置及びその措置に要した費用（当該措置が事業費の範囲内である場合）		○
		災害防止等のための臨機の措置に要した費用（当該措置が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でないと認められる場合）	○	
施設整備	土地の瑕疵に関するリスク	事業契約締結前に予期することができない事業敷地（土地）の瑕疵に起因する増加費用	○	
	国の貸与資料に関するリスク	貸与資料の利用に係る一切の責任や、貸与資料と事業者の調査結果との間に齟齬がある場合の確認		○
	事業者の調査に関するリスク	事業者による事業敷地及び既存建物等に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用		○
	環境対策リスク	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○
		本事業の実施に関して、国の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用	○	
		本事業の実施に関して、国の帰責事由以外により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用		○
	引渡し遅延リスク	国の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用	○	
		事業者の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		○
	工事中止・中断リスク	国の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	○	
		事業者の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		○
	第三者への損害リスク	工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害		○
		上記以外で、国の帰責事由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○	
		その他国の帰責事由以外で、工事の施工について第三者に及ぼした損害		○
	部分使用による損害リスク	引渡日前に国が本施設を利用した場合における増加費用又は損害	○	
	瑕疵担保リスク	瑕疵の修補及びこれに要する費用（または、当該瑕疵が重要なものでなく、かつ、その修補に過分の費用を要する場合の修補に代わる損害賠償）		○
	物価上昇リスク	施設整備期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による施設整備費の増加		○（注２）
	事業敷地の維持保全リスク	施設整備期間中の事業敷地の維持保全及びこれに要する費用		○
維持管理・運営	第三者への損害リスク	国の帰責事由により、維持管理・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	○	
		国の帰責事由以外により、維持管理・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害		○
	施設の損傷リスク	国の帰責事由による本施設の損傷を復旧するための費用	○	
		事業者の帰責事由による本施設の損傷を復旧するための費用		○
		国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による本施設の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）	○	
	維持管理・運営業務の開始遅延・中止・中断リスク	国の帰責事由による維持管理・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理・運営費の減額	○	△
		事業者の帰責事由による維持管理・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理・運営費の減額		○
	福利厚生サービス提供業務に関する採算性リスク	独立採算事業で実施することに係る事業者の収入及び費用の変動		○
	物価上昇リスク	維持管理・運営期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による維持管理・運営費の増加	○	△
契約終了・解除	原状回復リスク	契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業その他の第三者を含む。）が所有する業務設備・備品その他の物件等を撤去するとともに、事業場所を業務運営に支障のない状態に復旧する費用		○
	改修・更新リスク	契約の終了時又は解除時の本施設、設備機器等の改修又は更新に要する費用		○
	移行期間保全リスク	契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時までの本施設の出来形又は本施設の維持保全に要する費用		○
	契約解除リスク	国の帰責事由による契約解除	○	
		事業者の帰責事由に契約解除		○
		不可抗力に起因する契約解除	○	△
		法令変更に起因する契約解除	○	△

注１　負担者の凡例

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担

空欄：原則としてリスク負担がない

注２　ただし、特別な要因により、主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合又は予期することのできない特別な事情により、急激な価格水準の変動が生じた場合については、本件工事費（建設工事費）の変更について国と協議できる。